

内閣人第二一四号

起案

平成二九年一二月一八日

裁可	上奏	決定
平成	平成	平成
年	年	年
月	月	月
日	日	日

施行	平成	平成
年	年	年
月	月	月
日	日	日

内閣官房長官

五

内閣総務官

原

五

内閣総理大臣

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

原

五

内閣総務官

原

五

麻生国務大臣

加藤国務大臣

小野寺国務大臣

鈴木国務大臣

内閣

野田国務大臣

齋藤国務大臣

江崎国務大臣

松山国務大臣

内閣

上川国務大臣

世耕国務大臣

小此木国務大臣

吉野国務大臣

内閣

河野国務大臣

石井国務大臣

梶山国務大臣

茂木国務大臣

内閣

林国務大臣

中川国務大臣

菅国務大臣

吉野国務大臣

内閣

高等裁判所長官に任命する

判事 林道晴

内閣

（一月九日予定）

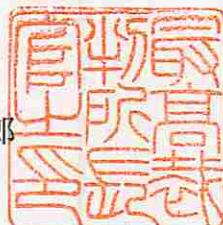
内閣

最高裁人任第3038号

平成29年12月15日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 寺田逸郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判事 林 はやし  
道 みち はる 晴

(発令希望日 平成30年1月9日)

## 高等裁判所長官任命資格調

(平成30年1月9日)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京高長官	東京高判事	林道晴	60	判事補, 檢察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号, 第3号

裁判所											
年号		出生地		現住所		本籍		事	項	序	名
月	日	年	月	年	月	姓	名				
日	月	年	月	年	月	姓	名				
六二	六〇	五七	五四	一〇	八	司法試験第二次試験合格	はやし 林	昭和三十二年八月三十一日	旧氏名	年月日の	氏名
四九八	四八	四四三	一〇八	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	はやし 林	昭和三十二年八月三十一日	はやし 林	年月日の	昭和三十二年八月三十一日	はやし 林
一七	一	一二一	一一一	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	はやし 林	昭和三十二年八月三十一日	はやし 林	年月日の	昭和三十二年八月三十一日	はやし 林
最高裁判所事務総局民事局付を免する	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所幹事に任命する	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	みち 道	みち 道	姓	みち 道	はる 晴
最高裁判所	法務省	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	はる 晴	はる 晴	姓	はる 晴	はる 晴

2丁		裁判所										項	名	林道晴
年号	月日	昭和六二	四	一	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	厚生事務官（年金局企業年金課主査）に併任する	厚生省	法務省						
二	年 平成元	月 四	日 五	年 二五	年金局企画課に併任する	年金局企画課に併任する	年金局企画課に併任する	年金局企画課に併任する	年 平成元	月 四	日 五	年 二五	年金局企画課に併任する	年金局企画課に併任する
四	年 平成元	月 四	日 七	年 一	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年 平成元	月 四	日 七	年 一	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する
一	年 平成元	月 四	日 一	年 一	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する
札幌地方裁判所判事補に補する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	年金局企業年金課課長補佐に併任する	年金局企業年金課課長補佐に併任する
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌家庭裁判所判事補に補する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌家庭裁判所判事補に補する
札幌簡易裁判所判事に補する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	より判事の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	より判事の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する
札幌地方裁判所判事補に補する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年 平成元	月 四	日 一	年 一	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する
最高裁判所	年 平成元	月 四	日 一	年 一	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	年 平成元	月 四	日 一	年 一	最高裁判所	最高裁判所

裁判所												年号	月	日	項	府名
平成四			平成四			平成四			平成四							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八			七	八	八	八	八	七	一五	"	"	東京地方裁判所	東京簡易裁判所	東京地方裁判所	東京簡易裁判所	東京地方裁判所
一七			一	一七	一	一七	一七	一七	最高裁判所事務総局民事局	最高裁判所事務総局民事局	最高裁判所事務総局民事局	最高裁判所事務総局民事局	最高裁判所事務総局民事局	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命じ	最高裁判所事務総局民事局参事官を命じ	最高裁判所事務総局民事局参事官を命じ	最高裁判所事務総局民事局参事官を命じ	最高裁判所事務総局民事局参事官を命じ	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
法務省	最高裁判所					法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

4丁		裁判所		年号	月	日	項	法務省	庁名
〃	一六	〃	一五	平成一三	一	一	事	法制審議会幹事に任命する	
一		八	一〇	一四	四	一	裁	裁判所法第四十条の規定により判事任期終了	
一		一五	八	一三	一二	一五	判事に任命する		
部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	法制審議会幹事を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	法制審議会幹事を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所	法務省	〃	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	内閣	法務省	林道晴

5丁		裁判所													
年号	月	日	項	最高裁判所	庁	林道晴									
平成一七	一	一	部の事務を総括するものに指名する												
二四	二二	九	一一	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる		部の事務を総括するものに指名する								
四	七	八	一〇	司法研修所事務局長を命ずる	司法研修所事務局長を命ずる		部の事務を総括するものに指名する								
一二	七	三	一一	最高裁判所事務総局民事局長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局長を命ずる		部の事務を総括するものに指名する								
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所事務総局民事局長を免ずる	最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局経理局長を命ずる	法制審議会臨時委員を免ずる	法制審議会臨時委員を免ずる	最高裁判所	法務省	法務省	最高裁判所	庁	林道晴				

6丁												裁判所	
												平成二四	年号
												四	月
												一三	日
												事	項
												東京地方裁判所判事に任命する	林
												東京地方裁判所判事に補する	道
												最高裁判所事務総局経理局長を命ずる	晴
												最高裁判所事務総局経理局長を免ずる	内閣
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	
												最高裁判所	